

# 令和5年度 歳末たすけあい訪問事業のご案内

新見市社会福祉協議会では、12月1日から「歳末たすけあい募金運動」を実施します。この運動を通じて地域の皆様から寄せられた善意の募金は、歳末訪問金としてひとり暮らし高齢者の方や重度の身体障がい、知的障がいがある方等が明るい正月を迎えられるよう、民生委員を通じて対象者の方々に届けていただくこととしています。

この事業は、昨今の高齢化の進行や社会情勢の変化などに応じて、対象者の変更や手続き方法の見直し等を行ないながら進めています。

## 対象者について

- ① 80歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯  
(令和6年4月1日時点で80歳以上の方)
- ② 身体障害者手帳1級または療育手帳Aを所持する方(要申請)  
※いずれも「市民税・県民税非課税者」
- ③ 準要保護児童生徒のいる世帯(要申請)

## ■注意事項■

※①については申請の必要はありません。

※②については、市県民税非課税証明書の添付は必要ありませんが、非課税者であるかの調査を社協から市税務課へ依頼し行います。

※上記①～③の項目の複数に該当する場合、また、同じ項目で世帯の2名以上が該当する場合は、1世帯を1件として配分します。

※対象者が転出・長期不在・長期入院の場合は配分できません。また、訪問時に対象者が施設・病院に入所・入院している場合も配分できません。

## 申請について

### 〈申請方法〉

- ・別紙申請書を記入の上、新見市社会福祉協議会（本所または各支所）まで持参または郵送してください。なお、郵送の場合は11月22日（水）必着とします。

（来所が難しい方は下記にご相談ください。）

- ・身体障害者手帳1級または療育手帳Aを所持する方は、該当の手帳をご持参ください。郵送の場合は各手帳の写し（顔写真・氏名・住所・等級が分かるページ）を添付してください。

※申請時の「市県民税非課税証明書」の添付は必要ありません。

### 〈申請期間〉

令和5年11月1日（水）～ 令和5年11月22日（水） ※土・日・祝日は除く  
受付時間 午前9時から午後5時まで

## 訪問について

### 〈訪問時期〉

12月中旬から31日の間に担当地区の民生委員が訪問して訪問金をお届けします。

### 〈訪問金〉

1世帯 3,000円

※複数の条件に該当する場合も同様



## 申請場所・お問い合わせ

社会福祉法人 新見市社会福祉協議会（岡山県共同募金会新見市共同募金委員会）

本所	新見市金谷640-1 （新見市地域福祉センター）	☎72-7306
大佐支所	新見市大佐小阪部1469-1 （新見市役所大佐支局内）	☎98-3119
神郷支所	新見市神郷下神代3946 （新見市神郷地域福祉センター）	☎92-6677
哲多支所	新見市哲多町本郷246-4 （新見市役所哲多支局内）	☎96-3111
哲西支所	新見市哲西町矢田3604 （新見市役所哲西支局内）	☎94-3333

## 令和5年度 歳末たすけあい募金配分申請書

年 月 日

新見市社会福祉協議会 会長 殿

令和5年度歳末たすけあい募金「訪問金」の配分を申請いたします。

なお、担当地区の民生委員児童委員に下記の情報を提供し、「訪問金」を配分されることに同意します。

氏名	.....	生年月日	T・S・H・R	年	月	日
住所	新見市	.....	世帯人数	.....	人	
行政地区名	.....	電話	.....	—	—	.....

※身体障害者手帳1級、または療育手帳Aのコピーを添付してください

※ なお、上記の申請に必要な市民税が非課税であることの確認を、下記のとおり社会福祉協議会が行うことに同意します。

## 同意書

私の市民税課税状況について、社会福祉法人 新見市社会福祉協議会会長が調査することについて同意します。

令和 年 月 日

申請者本人

又は保護者自署

印

(続柄： )

※自署の場合は、押印の必要はありません。

※申請者本人が自署出来ない場合は、保護者氏名と続柄を記載してください。

※ この申請書と添付書類を添えて新見市社会福祉協議会本所または各支所に提出してください。

なお、郵送の場合は11月22日(水)必着とします。

※ この申請書等の内容については、歳末たすけあい募金配分事業以外には使用しません。

## 社協記入欄

申請書	添付書類	備 考	受付印